

# 令和5年度中小企業海外販路開拓助成金公募要領

令和5年1月12日制定

この要領は、中小企業海外販路開拓助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定するもののほか、令和5年度の中小企業海外販路開拓助成金の募集について、その特例を下記のとおり定めるものとする。

## 記

### 1 対象とする展示会、見本市等

令和5年4月1日（土）以降開催され、令和5年9月30日（土）までに出展が終了する以下の展示会等を本助成金の対象とする。

#### （1）海外で開催される集合（対面）型の展示会のうち次のアまたはイに該当する展示会

ア 外務省が発表する感染症危険情報レベル1（十分注意してください）の国で開催される展示会

アに該当する展示会に出展しようとする者は3の新型コロナウイルス感染症対策を実施し、別紙1の確認書を提出すること。

イ 助成対象者が準備日を含めた会期中県内から開催地域に往来しないで出展できる展示会。

例1 展示会開催国に営業所等があり現地社員で対応する場合。

例2 ブース運営を他社に委託する場合。

イに該当する展示会に出展しようとする者は、別紙2の確認書及び別紙3新型コロナウイルス感染症対策計画書を提出すること。

#### （2）オンライン展示会

### 2 募集期間

1次募集 令和5年1月12日（木）から 令和5年1月31日（火）17時まで

2次募集 1次募集終了 から 令和5年2月28日（火）17時まで

3次募集 2次募集終了 から 令和5年3月24日（金）17時まで

予算が上限に達した場合、2次募集、3次募集は行わない。

### 3 新型コロナウイルス感染症対策（海外）

（1）展示会等の主催者から示されているガイドラインや注意事項に従い、適切な感染対策を行うこと。

（2）予め出展する展示会等の開催国や外務省から渡航者向けに発せられている要請の有無やその内容を確認し従うこと。

（3）展示会等の開催国の感染症危険情報がレベル2（不要不急の渡航は止めてください）以上になった場合は、渡航しない方法に切り替えるか、出展を取りやめる。出展を取りやめる場合、キャンセル料金の発生を含めて助成金は支払わない。

なお、企業の判断で開催国と往来し出展する場合も助成金の対象としない。

#### 4 その他

- (1) 助成対象者多数の場合は、助成額を減額する場合がある。ただし、今後成長が期待される分野である「健康・医療」、「航空機・EV」、「環境・エネルギー」分野の展示会及び当機構が募集する「長野県コーナー」への出展については、優先して助成・配分する。
- (2) 助成金の交付は、当該年度において、1申請者につき1回限りとする。  
なお、集合（対面）型の展示会でオンライン展示会を併設するものについて、双方に出展を行う場合は、どちらか1つの展示会のみ補助対象とする。
- (3) 主催者等の都合で開催期間が延期され、出展が令和6年3月1日（水）以降となった場合は、助成金の交付対象としない。

## 確 認 書

公益財団法人 長野県産業振興機構  
理事長 様

所 在 地  
名 称  
代表者名

当社は、令和5年度中小企業海外販路開拓助成金事業計画書（交付申請書）別紙の実施計画書に記載した展示会への出展に際し、公募要領で定められた新型コロナウイルス感染症対策を実施します。

## 確 認 書

公益財団法人 長野県産業振興機構  
理事長 様

所 在 地  
名 称  
代表者名

当社は、令和5年度中小企業海外販路開拓助成金事業計画書（交付申請書）別紙の実施計画書に記載した展示会への出展に際し、新型コロナウイルス感染症対策計画書を実行し、長野県内の事業所に在籍する社員を展示会の開催地に往来させません。

新型コロナウイルス感染症対策計画書

所在地  
名称  
代表者名

1. 長野県内の事業所に在籍する社員を展示会の開催地に往来させないための方法

例1 展示会開催国に営業所があるため現地社員で対応する。

例2 ブース運営を他社に委託する。

2. 現地で対応するものの連絡先等

対応者（営業所、委託会社）の名称		住所	
担当者名	電話番号	メールアドレス	